

釧路北部地域雇用創造協議会ホームページ作成業務  
公募型プロポーザル方式実施説明書

釧路北部地域雇用創造協議会  
事務局（弟子屈町観光商工課）

## 1 事業内容

釧路北部地域雇用創造協議会ホームページ作成業務（令和3年度業務）

## 2 今年度事業契約期間及び次年度以降契約予定期間

本年度は、釧路北部地域雇用創造協議会ホームページ作成業務（令和3年度業務）について契約を締結し、契約締結の日から令和4年3月31日までを業務期間とする。

なお、釧路北部地域雇用創造協議会ホームページ更新業務（令和4年度業務）については、令和4年4月1日以降に別途契約を行う予定とし、令和5年3月31日までとする。

また、釧路北部地域雇用創造協議会ホームページ更新業務（令和5年度業務）については、令和5年4月1日以降に別途契約を行う予定とし、令和6年3月31日までとする。

## 3 業務目的

本業務は、令和3年度に釧路北部地域雇用創造協議会として採択された、厚生労働省受託事業「地域雇用活性化推進事業（以下「活性化事業」）」を円滑に推進するため、令和3年度から令和5年度までの期間、釧路北部地域（以下「地域」）の共通課題である、地域や地域内企業のイメージ・認知度向上を図るため、地域内の企業のプロフィール、就労環境、地域そのものの魅力などを紹介する「釧路北部地域雇用創造協議会ホームページ」を作成し、Uターン就労希望者や移住希望者への情報提供、Uターンを見据えた若年層や父兄への啓発のPRなどに活用し、活性化事業の事業目標達成に寄与することを目的とする。

## 4 契約方法

- (1) 契約方法 随意契約
- (2) 釧路北部地域雇用創造協議会ホームページ作成業務（令和3年度業務）について契約を行う。
- (3) 契約の相手方の選考方法 公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選出し、随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）によって選定する。
- (4) 契約の根拠 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の2第1項第2号

## 5 業務限度額

- (1) 釧路北部地域雇用創造協議会ホームページ作成業務（令和3年度業務）業務限度額 1,243,000円（税込）

※上記金額を超えたものは失格とする。

(2) 釧路北部地域雇用創造協議会ホームページ更新業務（令和 4 年度業務）業務限度額は、標茶町、弟子屈町、鶴居村の 3 町村で経費を合算し、厚生労働省に提案しているが、厚生労働省による令和 3 年度業務の審査結果を踏まえ、改めて採用された提案内容により、令和 4 年度予算として要求する。

※ただし、予算額によっては、仕様等を変更する場合があります。

(3) 釧路北部地域雇用創造協議会ホームページ更新業務（令和 5 年度業務）業務限度額は、標茶町、弟子屈町、鶴居村の 3 町村で経費を合算し、厚生労働省に提案しているが、厚生労働省による令和 4 年度業務の審査結果を踏まえ、改めて採用された提案内容により、令和 5 年度予算として要求する。

※ただし、予算額によっては、仕様等を変更する場合があります。

## 6 担当部署

釧路北部地域雇用創造協議会

事務局（弟子屈町観光商工課商工振興係）

〒088-3292 弟子屈町中央 2 丁目 3 番 1 号

電話 015-482-2940

FAX 015-482-5669

Email: masyuko1@masyuko.or.jp

## 7 公募型プロポーザル方式実施説明書の配布

(1) 配布期間 令和 3 年 11 月 10 日（水）～令和 3 年 11 月 16 日（火）

(2) 配布方法 釧路北部地域雇用創造協議会事務局である弟子屈町の公式ホームページからダウンロード、又は、「6 担当部署」記載部署で直接配布。

※直接配布の場合は、土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

## 8 公募型プロポーザル方式への参加資格

公募型プロポーザル方式に参加する業者は、下記に示す一定の条件を満たし、社会的信用及び実績を有するものであること。

(1) 標茶町、弟子屈町、鶴居村のいずれかにおいて、直近の競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。（または書面により類似の実績を有する証明をすること。）

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく再生計画認可又は民事再生法に基づく再生計画認可を受け、かつ、そ

の取消しの決定を受けていない者を除く。) でないこと。

- (4) 本町から指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (6) 弟子屈町暴力団排除条例（平成 24 年 9 月条例第 18 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号に該当しないこと。
- (7) 業務を実施する事業所において、過去 5 年以内に同業務または類似業務について地方公共団体もしくは地方公共団体から指定を受けた団体等から元請として契約した実績があること。

## 9 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出書類 参加表明書
- (2) 提出先 「6 担当部署」に同じ
- (3) 提出期限 令和 3 年 11 月 16 日（火）午後 5 時まで  
※持参による受付は土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
- (4) 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）によることとし、ファックスによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出する期限内に提出先に必着のこと。
- (5) 確認結果
  - ア 提出された参加表明書及び関係書類により参加資格の確認を行う。
  - イ 参加資格要件を満たす者に対しては、提案書の提案要請書の通知を行います。
  - ウ 資格要件を満たさない者に対しては、その旨を通知する。
  - エ 前号の通知を受けた者は、通知書に記載された説明請求書提出期日までに書面（任意様式）により説明を求めることができる。
  - オ 前項の説明請求に対する回答は、説明を求めることができる最終期日の翌日までに（土曜、日曜及び祝日を除く）に請求者に対し書面で行う。

## 10 企画提案書及び提出方法

- (1) 提出書類
  - ア 企画提案書  
※様式は問わないが、原則として A4 版とする（図面などを A3 番で折り込むことは可能）。また、下記 (2) に示す事項を記載のこと。
  - イ その他必要な書類  
当該事業と同様の事業実績が分かるものや見本紙等。
- (2) 企画提案書の内容  
前項アに示す企画提案書に記載する内容は、釧路北部地域雇用創造協議会ホームページ作成業務（令和 3 年度業務）によるものとし、それぞれにおいて工夫をこらした

内容とする。

(3) 提出先 「6 担当部署」と同じ

(4) 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）によることとし、ファックスによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出する期限内に提出先に必着のこと。

(5) 提出期間

令和3年11月10日（水）から令和3年11月18日（木）午後5時まで

※受付は土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(6) その他の留意事項

ア 弟子屈町プロポーザル方式実施要綱、釧路北部地域雇用創造協議会ホームページ作成業務仕様書（令和3年度業務）を確認のうえ、提出すること。

イ 提出部数は、5部とする。（正本1部 複本4部）

## 11 手続き及び企画提案書の作成に関する質問

(1) 質問の内容

企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問書 任意様式

(3) 質問書の提出先 「6 担当部署」と同じ

(4) 質問書の提出方法 メールによるものとする。ただし、必ず事前に電話連絡をすること。

(5) 質問の提出期限

令和3年11月10日（水）から令和3年11月17日（水）午後5時まで

※受付は土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(6) 質問に関する回答方法 質問を町が受理した日の翌日（土曜、日曜及び祝日は除く）までに質問者に対して、メールで回答する。また、企画提案書の提出期限まで担当部署において閲覧に供する。ただし、質問者の氏名等は公表しない。

## 12 企画提案書の評価

(1) 釧路北部地域雇用創造協議会ホームページ作成業務公募型プロポーザル選考委員会  
ア 企画提案書の評価を実施するため、「弟子屈町プロポーザル方式実施要綱」第4条第1項の規定に基づき釧路北部地域雇用創造協議会ホームページ作成業務公募型プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置する。

イ 選考委員会は、提出された企画提案書に対し、あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により評価し、当該業務の内容に最も適した事業者等（以下「受託候補者」という。）の選定を行う

## (2) 審査及び評価の流れ

ア 提出された企画提案書の内容について、選考委員会によるプレゼンテーション審査並びにヒアリング審査（以下「審査」という。）を実施する。

イ 審査の日時は、11月19日（金）とする。

ウ 審査に出席しなかった場合、企画提案は無効とする。

## (3) 審査結果の取り扱い

ア 審査結果に基づき、受託候補者及び選定されなかった者（以下「非選定者」という。）に対し、書面により通知する。

イ 受託候補者を選出したときは、受託候補者及び評価点数を公表するものとする。

## 13 審査及び評価の項目

審査及び評価の項目等については、釧路北部地域雇用創造協議会ホームページ作成業務公募型プロポーザル評価基準の通りとする。

また、企画提案者が1者の場合は、各選定委員の評価点の合計が、総評価の6割以上を獲得した場合に受託候補者として選定する。

## 14 契約の締結について

選定結果に基づき、選定委員会が選定した受託候補者と協議し、契約を締結する。

## 15 参加者の失格

参加資格者が下記いずれかに該当した場合には、その者が提出した参加表明書及び企画提案書は無効とし、本プロポーザルの参加資格を失う。

(1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出されたとき

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(3) 「8 公募型プロポーザル方式への参加資格」に定める参加資格を満たしていない、もしくは、満たすことができなくなった場合。

(4) その他、本実施説明書の定めに反した場合。

(5) 本件に関して不正行為等があった場合

## 16 その他

### (1) 書類提出にあたっての留意事項

ア 提出書類についての作成及び提出に係る費用など、公募型プロポーザル方式の参加に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限の問い合わせ、書類等の追加・修正は原則として行わない。

エ 提出された書類の返却は行わない。

## 17 留意事項

事業の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。委託業務の一部を第三者に委任し、請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により弟子屈町の承認を得なければならない。

## 18 スケジュール

実施内容	実施期間
公募開始（公示）	令和3年11月10日（水）
参加表明書の提出（参加者→協議会）	令和3年11月16日（火）
参加資格確認結果の通知（協議会→参加者）	令和3年11月17日（水）
手続き及び企画提案書作成に関する質問受付（質問を希望する参加者→協議会）	令和3年11月17日（水）まで
企画提案書の提出（参加者→協議会）	令和3年11月18日（木）まで
企画提案書に係るプレゼンテーション等	令和3年11月19日（金）
審査結果の通知（町→参加者）	令和3年11月24日（水）
契約締結	令和3年12月1日（水）まで